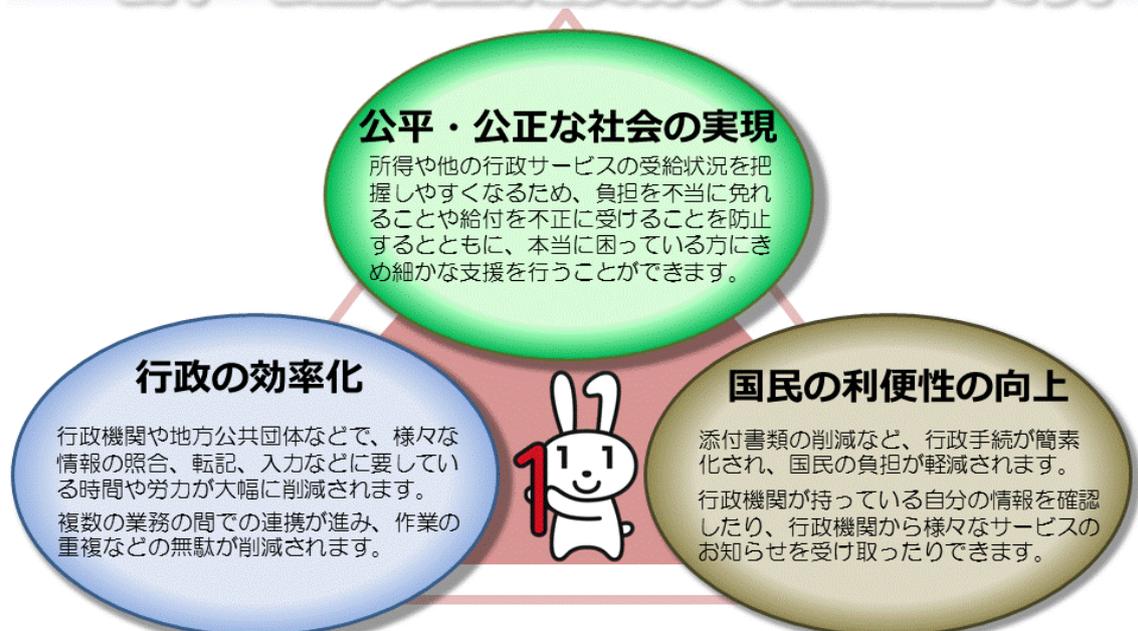


## ～2016年マイナンバー制度開始～

国民1人ひとりに住民基本台帳に基づき番号を振る社会保障・税番号法が2013年5月に成立し、2015年10月から国民1人ひとりに番号が通知され、2016年1月から個人番号カードの交付や、社会保障・税・災害対策、さらには地方公共団体が条例で定める事務などでの活用が予定されている。

**マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。**



出所：内閣府

## ～マイナンバー制度の利用例～

・社会保障の給付や負担の状況に関する情報を、国・地方公共団体等相互で、正確かつ効率的にやり取りすることで、給付漏れや給付過誤、二重給付等を防止し、個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能になる。

・税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資する。

・防災福祉の観点から、災害時要援護者リストの作成及び更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援といった取組に活用する。

・国民が、社会保障・税に関する自分の情報や、利用するサービスに関する情報を自宅のパソコン等から容易に閲覧可能となり、必要なサービスを受けやすくなる。

・国・地方公共団体等間で、申請等に必要な情報を適時やり取りすることで、所得証明書、住民票といった添付書類の削減事務・手続きの簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

・医療・介護等のサービスの質の向上等に資するものとして、例えば、保険証機能を券面に「番号」を記載した1枚のICカードに一元化し、ICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図る。

出所：政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税番号大綱」より。

平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続きで  
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。

## 社会保障

年金 労働  
医療 福祉

## 税

## 災害対策

・年金の資格取得や確認、給付  
・雇用保険の資格取得や確認、給付  
・ハローワークの事務  
・医療保険の保険料徴収  
・福祉分野の給付、生活保護 など

・税務当局に提出する確定申告書、  
届出書、調書などに記載  
・税務当局の内部事務

など

・被災者生活再建支援金の支給  
・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

出所：内閣府より

## ～マイナンバー制度の本質は「所得把握の向上」にある！～

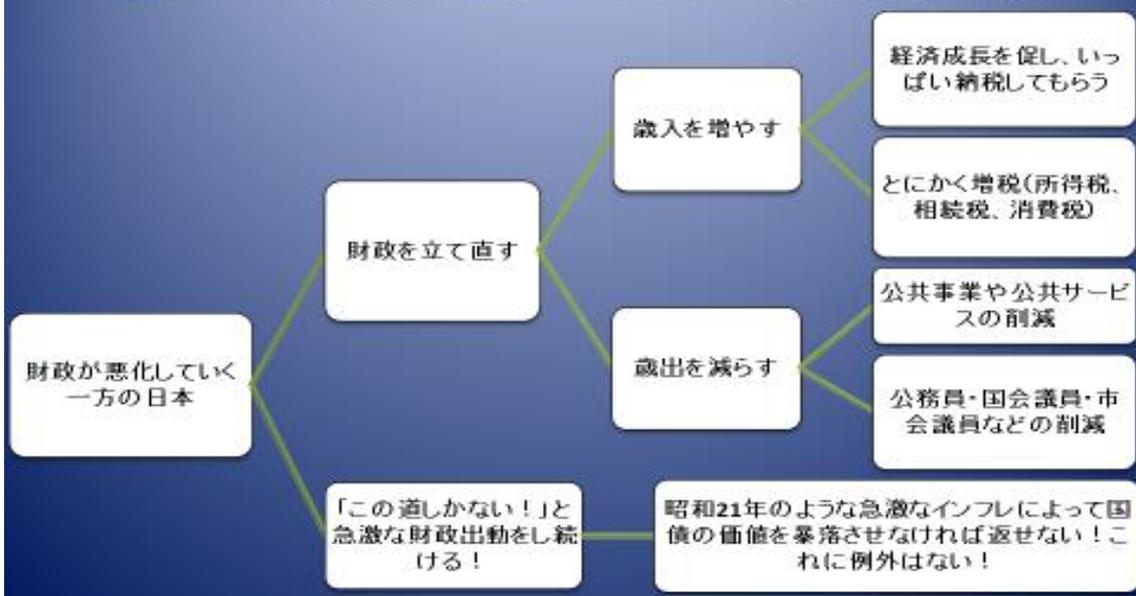
現在の法制度上では税務署が把握できる所得等に限界があるので、マイナンバーを用いて、より高精度の所得把握することが必要だと考えているようだ。マイナンバーがつく主な所得は給与・退職所得、株式の譲渡の対価、報酬・料金・賞金（原稿料、講演料など）、公的年金、投資信託などの分配金、不動産の譲り受けの対価、生命保険の保険金、国外送金です。

逆にマイナンバーがつかない所得は個人の預金金利、個人の事業所得・不動産所得がある。しかしながら、上記のマイナンバーがつかない所得の問題を解消するために、預金口座への付番と個人と資産そのものへの付番をすることを本気で考えている（預金口座への付番は決定した）。つまり、仮にすべての取引を法定調書にしてマイナンバーをひも付けしても、資産は完全には補足できない。それならば、納税者の資産そのものにマイナンバーを付けて、資産をガラス張りにしてしまおうということです。毎月の給料所得、事業所得などのフローの情報よりも、蓄積されたストックの情報を補足する。そのために資産に関するものすべてにマイナンバーをひも付けしてしまえば、そこからフローの情報もほぼ把握できてしまうからです。よって、これまでできなかった預貯金の残高、支払い利子などに、マイナンバーをひも付けする。そうすれば、資産状況がわかる。こうなると、所得税をはじめ、贈与税、相続税などの徴収は極めて容易になる。

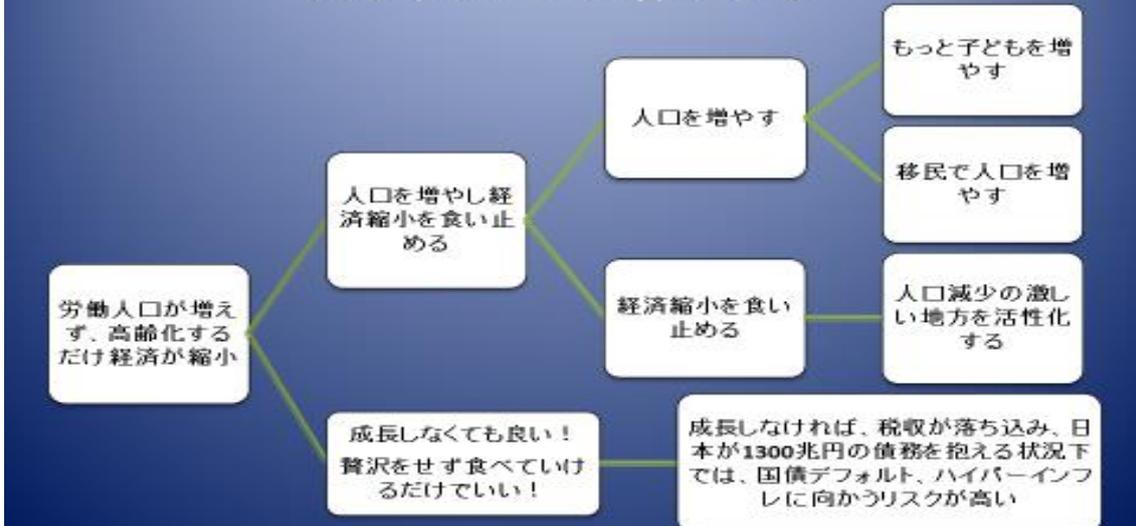
## ～なぜ高精度な所得把握が必要で今後どのような流れが予想されるか～

ご存じの通り、日本は 1000 兆円の債務を抱え、少子高齢化による人口減少社会に陥っているというダブルパンチの状況です。この 2 つの問題が引き起こす末路は下図で表しています。

## 成長なき増税と減らない歳出、インフレを求めるアベノミクス！悪質インフレへの懸念増大



## 労働人口が増加せず高齢化だけが進み経済が縮小すると、国債デフォルト、ハイパーインフレに向かうリスクが増大する



去年、消費税を5%から8%に引き上げた。2017年4月に10%に引き上げる予定である。また、軽自動車への自動車税の増税、相続税の控除縮小など増税は進んでいる。なぜこれほどまでに増税などが進んでいるのかは1つには膨れ上がる社会保障費がある。高齢化が進み、医療・介護にかかる支出は毎年1兆円規

模で膨れ上がっているといわれている。そもそも今回の消費増税も社会保障のためという名目で上げられた。もう1つには2020年の財政健全化目標の達成のためです。IMF等海外に対して、2020年までに財政を立て直し、黒字化し、債務を払える国にするというメッセージのもとに今は海外も日本のことを問題にしていません。例えば、異常なまでの日銀の金融政策にも目をつぶっています。しかしながら、この財政健全化目標が達成されないようなことになると、IMFや海外投資家だってだまっています。それこそ日本国債の格下げから始まり、海外勢の失望売りが始まってしまうかもしれません。



これだけの増税に加えて、急激な高齢化で経済の成長という部分では期待が薄いので、今後政府が考えているのはやはり増税しかありません。自党内でも消費税10%への引き上げに慎重論が出るなど意見が割れ始めています。そこで急激に議論が上がってきたのは富裕層をターゲットにした増税です。戦後に行われた富裕税の復活を本気で考え始めているところに怖さを感じます。富裕税ですが日本では過去に1950年(昭和25年)~52年(昭和27年)の3か年でシャープ勧告によって「富裕税」が実施されました。その際の税収額は昭和25年度5.2億円、昭和26年度9.6億円、昭和27年度22.3億円でした。わずか3年で終わった理由としては、土地家屋の把握は容易にできたものの、預貯金についての把握が難しかったことがあります。当時はインターネットというものありませんでした。また、資産はあるものの収入がない人が資産を食いつぶすとい

う社会問題も発生し、悪影響を与えた。しかし、今ではマイナンバー制度が開始すれば預貯金などの金融資産の把握も可能となり、戦後すぐの時代よりも富裕税などの財産課税は容易な環境が整います。

また、戦後すぐに日本は戦時国債のデフォルトによりハイパーインフレに見舞われ、1946年に日本は預金封鎖を行いました。その時に日本が行ったことは財産税です。最高税率 90%という恐ろしいものでした。財産税によってすべてを失った貴族の方々も多かった。当時の大蔵官僚の証言では「天下に公約し国民に訴えて発行した国債である以上は、これを踏みつぶすということはとんでもない話だ。取るものは取る。うんと国民から税金その他でしぼり取る。そうして返すものは返す」という記録が残っています。上記を踏まえて、現状を考えると「日本国内で国債の 90%を消化できているから安全だ」という論理が通らないように思えます。

今後、マイナンバー制と富裕層をターゲットとした増税は待ったなしでしょう。その前段階として、2014年から5000万円以上の国外財産を持つ人は調書を提出しなさいという国外財産調書制度が始まりましたし、2016年からは財産債務調書が導入されます。この制度は所得が2000万円超で、総資産が3億円以上の納税者に対して、不動産や有価証券等の詳細を時価で記載して報告させるもので、番号で管理されることになります。つまり、高所得で資産を多く持つ者の資産は番号付きで管理されるということです。

このような増税で財政健全化をできるとは到底思いませんが、それでダメだった場合は財産税で資産を没収してしまうのでしょうか？マイナンバー制はある部分では有益なものであるのは確かですが、便利さを求めすぎて自分の個人情報から資産状況までも管理される世の中は本当に正しいものなのでしょうか？

株式会社T&T F Pコンサルティング  
取締役  
高島 宏修